

## ■ 研究論文

## 教員の職務の過重負担とその要因について

## ～部活動を題材に～

長 沼 豊

## 1. 序

## (1) 問題の所在

2015（平成27）年12月23日、教員6名が「部活問題対策プロジェクト」<sup>(1)</sup>という団体を立ち上げ署名活動を開始した<sup>(2)</sup>。「部活がブラックすぎて倒れそう… 教師に部活の顧問をする・しないの選択権を下さい！」という要望である。賛同の署名は約2ヶ月で2万3000人を超え、2016（平成28）年3月3日に文科省に要望書と署名を提出した（筆者も同行）。以下は署名の自由記述欄に記され要望書に付せられた文書の一部である。

「年間で8日程しか休めない地獄を体験しました。家庭が壊れ授業や分掌業務も綱渡りで何とか生き延びたという体験は誰にもして欲しくありません。」

「部活のために連日の早朝出勤と深夜帰宅、盆・暮れ・正月以外は全土日祝も部活のために出勤や遠征引率を余儀なくされている先生方がいます。部活の顧問をすることはそういう生活をするということなのです。青少年と接している先生方であるからこそ共稼ぎであっても祖父母世代に家事、育児、家庭教育を丸投げせずとも子どもを2～3人は生み育てられる職業であって欲しい。部活未亡人・部活孤児・部活離婚などという言葉が聞かれなくなり、結婚や子育てを先生方に諦めさせない教育現場であって欲しいと思います。」

「初任で中学教員をしています。野球部顧問です。毎日ある朝練習や放課後の午後練習などが本来の業務の圧迫となり平日では、学校から帰宅するのは午後11時を過ぎます。毎日15時間労働です。また、毎週末の土日は一日中部活に拘束され、休養がとれないまま月曜日を迎え、今でも倒れそうです。日本にある学校の部活動の体制を統一して変えていただくことを希望します。助けてください。明日にも倒れそうです。」

これほどまでに教員の職務の過重負担は大きいものなのか、部活動の実態はいかなるものか、そしてなぜそのような実態を生んでいるのか。

この署名運動と要望書の提出はその後メディアでも取り上げられたこともあり、部活動顧問の過重負担は社会問題化し、ブラック部活という言葉を使っているものも出てきた<sup>(3)</sup>。この問題は政府の「働き方改革」とも密接に関連しており、教育界だけでなく、全ての業界で過重労働を抑制するという文脈で捉え、解決に向けた方策を講じる必要がある。

そこで本稿は教員の職務の過重負担とその要因について、部活動を題材にして論じていく<sup>(4)</sup>。部活動という性格上、本稿の題材は中学・高校が中心となるが、小学校でも部活動を行っている学校はあり、そのような学校は該当することになる。

## (2) 先行研究の動向

部活動に関する研究自体は多くなく、近年になって論文や文献の数が増えてきた分野である。こ

ここでは本稿に関係する主立った文献を挙げる。

西島<sup>(5)</sup>は部活動の実態について教育社会学の視点で各種データを用いて明らかにした。活動に参加している生徒に対するアンケート調査、観察調査、インタビュー調査など重層的に分析しており、部活動研究としては先駆的で示唆に富んでいる。

林<sup>(6)</sup>は高等学校の文化部活動の1つであるインターアクトクラブを対象にして、活動に対する高校生の意識・実態、活動による学習効果等を量的および質的調査から明らかにした。高校における部活動の新たな展開とその可能性を提案した。

中澤<sup>(7)</sup>は戦後から現在までの運動部活動の歴史をたどり、フィールドワークや教員・保護者の声を聞き取ること等を通して、運動部活動の内実を解明した。自由に楽しむスポーツと強制をとまなう学校教育の緊張関係を「子どもの自主性」という視点から分析して、日本の運動部活動の特異性を浮き彫りにした。

内田<sup>(8)</sup>は学校教育におけるリスクの視点から、教員のQOLに着目して部活動顧問の過重負担について、エビデンスに基づいて実証した。部活動の位置づけ、顧問の勤務の実態等から部活動を巡る現状と課題を明らかにし問題提起した。

神谷<sup>(9)</sup>は「運動部活動の教育学」を開拓していく必要があるとし、学校教育の一環としての運動部活動を確立していくための歴史とのダイアログ（対話）を丹念に行った。なぜ運動部活動は学校にあるのか、学校で実施するとしたらどのような教育目標や内容、指導方法が求められるのかについてビジョンを提示している。

友添<sup>(10)</sup>は体罰・暴力、勝利至上主義、顧問教員の過重労働など多くの問題を抱える運動部活動を改善するための方策を多角的に分析した。部活動の歴史やあるべき姿、科学的な指導法等について論じ、教育的意義を実現する方策を示した。

これらの論考のうち部活動の顧問教員の過重負担に特化したものは内田のものである。西島の論考は部活動に関する意識調査として先駆的であり、部活動の歴史については中澤、神谷のものが有益である。運動部に特化したものとしては中澤、神谷、友添のものが示唆に富んでおり、林の論考は数少ない文化部の研究として貴重である。しかし本稿は運動部に限らず教員の過重負担を扱って論じるため、上記の論考を参考にしつつ、内田の論考に依拠しながら新しい状況を踏まえて論を進めることにする。

## 2. 教職の過重負担の実態

労働についての過重負担を考察する場合、勤務時間と手当の実態の両面から考える必要がある。勤務時間が長いとプライベートの時間が圧迫され負担と感じる度合いは増すからであり、勤務時間は長くてもそれに見合う手当が十分であれば負担とは感じないと思われるからである。

### (1) 勤務時間の実態

2014（平成26）年のOECDによる国際教員指導環境調査（TALIS）によると、日本の教員の1週間当たりの勤務時間は参加国最長（日本53.9時間、参加国平均38.3時間）で、このうち教員が授業の指導に使ったと回答した時間は参加国平均と同程度である一方、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間が特に長い（日本7.7時間、参加国平均2.1時間）という結果が出た。

週53.9時間というのは一日換算11時間弱であり、これはあくまでも平均値であるから、実際には後述する教員のように15時間労働の教員もいる。仮に一日12時間労働、つまり4時間の残業とすれ

ば月80時間の残業となり、いわゆる過労死ラインに達している。ちなみに愛知県教育委員会の調査では2015年度に県内の中学校教員の4割が残業80時間超だったという<sup>(11)</sup>。企業等に適用される労働基準法36条に記された「三六協定」(45時間を超えると違法とされ労働基準監督署の指導が入る)により守られることもなく、生徒のためというお題目のもとで勤務しているのが日本の教員の勤務実態である。

実際、部活動に関する過重負担はどれくらいのものか。

運動部の場合であるが、1997(平成9)年の文科省「運動部活動の在り方に関する調査研究報告」によれば、中学校では72.4%が週6～7日活動し、高校では77.8%が週6～7日活動している。それらをふまえ「中学校の運動部では、学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設定」「高等学校の運動部では、学期中は週当たり1日以上以上の休養日を設定」「練習試合や大会への参加など休業土曜日や日曜日に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日で確保」「長くても平日は2～3時間程度以内、休業土曜日や日曜日に実施する場合でも3～4時間程度以内で練習を終えることを目処」と提言している。この提言どおり遂行されていれば、参加国最長ということはないはずである。

しかも運動部の場合、自ら経験したことのない競技の顧問になっているケースも多い。2014(平成26)年の日本体育協会の調査では、運動部活動の顧問の競技経験の有無は、中学校で「経験あり」47.9%、「経験なし」52.1%、高校では「経験あり」55.1%、「経験なし」44.9%である。つまり中高の教員の半数近くは競技経験のない運動部の顧問を担当しているのである。

## (2) 手当の実態

では教員の手当(ここでは残業代)はどうなっているのか。

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」によれば、教職調整額を月給の4%を支給するが、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しないとされる。つまり、部活動で長時間残業しても一切の手当は支給されない。4%多く支給されているから8時間の4%に当たる19.2分の残業はあってもよいだろう。しかし実態は大きくずれている。仮に16時から部活動を指導するとして、朝8時からの勤務であれば、途中の休憩時間を加味した単純計算でも1時間以上指導すれば確実に残業の域に入る。逆に言えば、所定の勤務時間に収めるためには部活動の指導は1時間以内に終了しないとイケない。先に引用した平日2～3時間という提言も、実は無理な注文ということになる。

2007(平成19)年の中央教育審議会初等中等教育分科会教職員給与の在り方に関するワーキンググループ(資料2-1)によると、1966(昭和41)年の1ヶ月平均の残業時間は約8時間であったが、2006(平成18)年は約35時間になっているという。この「8時間」は上記の法律を策定する際に「4%」を算出する根拠となったものである。つまり当時と比べ残業時間が4倍以上になっているにもかかわらず教職調整額はそのままの状態が放置されてきたのである。実態に合わせれば17.5%に変更し支給してもよいはずである。日本の教育の成功は、長年にわたる教員のサービス残業によって成立してきたといえる。

また、2003(平成15)年の「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」によると「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」と(抜粋)、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があ

るときに限るものとする。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務」となっている。これがいわゆる「超勤4項目」である。

実態とかけ離れていることが理解できる。

教員は何時間働いても固定給、土日に4時間程度部活動の指導や引率をしても、自治体にもよるが日額3000円が支給される程度だ。ブラック企業（社員に低賃金で過酷な労働を課す企業）という言葉があるが、学校の教員は業界全体で似たような状況になっているのである。

果たしてこれでよいのか。今こそ教員のワークライフバランスをしっかりと考えなければならない。

### 3. 教職の過重負担の要因（部活動を題材に）

次に、なぜ部活動においてこのような過重負担が生じているのかについて考えてみる。ここでは部活動の位置づけの曖昧さ、その曖昧さを生んだ歴史的要因、保護者・生徒のニーズ、教員間の同調圧力、社会的ニーズの5点を挙げる<sup>(12)</sup>。

(1) 学校教育における位置づけの曖昧さ

部活動の教育課程（カリキュラム）における位置づけはどうなっているのか。中学校学習指導要領の総則には以下のように書かれている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。」<sup>(13)</sup>

これによると、部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであり、生徒全員を強制入部させる必要はないこと、また部活動は学校教育の一環ではあるが教育課程との関連を図る活動、つまり「教育課程外の教育活動」であることがわかる。オプションなのである。にもかかわらず、多くの学校では長時間にわたる活動を行い、顧問教諭が指導にあたるというシステムが出来上がっている。全員顧問制の名の下で、顧問を引き受けることは当たり前というのが日本の学校（中高）の一般的な空気だ。

教育課程外の活動でありながら学校教育の一環として行うという曖昧さが、さまざまな矛盾を生んでいることになる。例えば部活動の指導は勤務時間内なのか外なのか。活動中に事故が起こった場合、通常学校は管理責任を問われる。ということは、そこに立ち会っている教員は勤務時間ということになる。しかし勤務規程に定められた時間以外の場合は超勤4項目ではないから勤務ではないということになる。また、顧問といいながら技術的な指導も求められる（コーチまたは監督業務も担う）という矛盾も多く見られる。しかも自身が経験したことのない種目を担当するという専門性を度外視したことが平気で行われている業界なのである。このような矛盾を抱えながら、いわば教員の善意に依拠する形で部活動は継続されてきた。

## (2) 曖昧さを生んだ歴史的背景

部活動の歴史そのものについては前述した中澤や神谷の先行研究に詳しいため割愛するが、ここでは前述した教育課程上の曖昧さを生んだ要因に絞って述べる。

中学校学習指導要領1969（昭和44）年改訂、高等学校学習指導要領1970（昭和45）年改訂により教育課程内の特別活動に必修の「クラブ活動」が出来たことにより、部活動は選択制で教育課程外の活動であることが明確になった。戦後の部活動が教育課程内か外かが意識化されるのは、この時期に必修クラブが誕生してからである。

その後1989（平成元）年の学習指導要領改訂（中高）では、生徒が部活動に参加することにより必修クラブ活動に参加したとみなす「部活動代替措置」が実施された。学校週5日制の開始にともなって授業時数を削減することへの対応である。これにより多くの学校がこの措置を利用して部活動を必修化した（生徒も必修で教員も全員が担当する）。教育課程外の部活動に参加させることにより教育課程内のクラブ活動を履修したことにするという曖昧な措置が、今日に至る混迷の元凶の一つである。

中学校1998（平成10）年、高等学校1999（平成11）年学習指導要領改訂により必修クラブ活動は廃止され、教育課程外の部活動のみになった。学校スリム化（教育内容の大幅な削減）の趣旨に即して実施された措置である。部活動に関する記述は学習指導要領から消えたため部活動の内容、あり方は完全に学校の自由裁量となった。ここで部活動代替措置もなくなったのであるが、ほとんどの学校では引き続き部活動を全員参加とする措置をとった（現在でも一部の学校では全員強制している）。背景としては社会問題化した校内暴力を抑制するために、問題行動を起こす生徒への強権的な指導の場として、生徒指導の機能をもった部活動が活用されたこともあった<sup>(14)</sup>。この時点で教育課程の位置づけの曖昧さがそのまま担保されて部活動が継続されたことがわかる。教育課程外の活動であるにも関わらず生徒は全員参加、教員も全員顧問制が確立されたのである。ただし生徒の全員参加制はその後緩和され実施していない学校は多い<sup>(15)</sup>。しかし教員の全員顧問制は維持、継続されてきたのである。

中学校2008（平成20）年、高等学校2009（平成21）年の学習指導要領改訂により部活動は総則で教育課程との関連が図られるものとして記述された(前述)。ここでも根本的な位置づけは変わらず、むしろ学習指導要領の法的拘束力と最低基準性を根拠として教育課程との関連を図って教育活動としてきちんと位置づけられることが明確になった。

以上により、部活動の位置づけの曖昧さは平成以降の教育改革により生じたことがわかり、同時に教員の全員顧問制が確立、維持されてきたのである。しかも最近社会全体で必要とされるアカウンタビリティ（説明責任）の体制を確立する必要性から、学校が責任をもって活動の指導を担うという考え方が強固になってきたことも後押ししていると考えられる。

## (3) 保護者・生徒のニーズ

次に、保護者や生徒からのニーズによって部活動の充実が図られ顧問教諭の負担が増大することを簡単に述べる。

顧問教諭なら自分で練習日を決めて活動時間を短くすればいいという指摘もあるだろう。そのような方策をとる教員ももちろんいる。しかし事はそう簡単ではない。部の生徒や保護者から「前の

先生はもっと親身に指導してくれた」「大会に勝つために隣の学校はもっと長く練習している」などの声が強いと教員の思うようにはならない。「生徒のためなら」という価値観のもとで長時間勤務を自ら許容してしまうのである。そのような教員の姿勢を他の教員も賞賛する空気があると、さらに助長される。「生徒のためなら」という水戸黄門の印籠のような指導観を、生徒も保護者も教員自身も同僚も校長も当たり前のこととして最優先に考える以上、部活顧問制は慣習として位置づき、何十年もかかってシステムとして構築されてきたのである。

このことが特に意識化され、問題が顕在化するのには顧問教員の異動の時である。中澤の先行研究<sup>(16)</sup>では、異動による活動の停滞をいかに回避するか、保護者のニーズに応じて外部指導者や顧問をいかに探すか、学校（校長）が苦勞している点が詳述されている。教員の本来業務ではないものが要因となって学校（校長）が苦勞するという実態は異常という他はない。

#### （4）教員間の同調圧力

部活動には教育的意義がある。学校で教員が行うことにより生徒指導的な機能も有しているからである。実際、部活動が良かったという卒業生の多くは、チームワークの大切さを学んだ、先輩・後輩の関係や礼儀を知った、一つのことに真剣に打ち込むことの尊さを体得したというように、当該分野の知識・技能以外にも多くのことを学んでいる。このような教育的意義から、教員が部活動はよいものという認識を持つのは自然といえる<sup>(17)</sup>。しかしそれは、全ての教員が過勞死ラインを超えて指導しサービス残業も厭わないという理由にはならない。

大会で成果を挙げることがステイタスだと感じている教員や、部活動だけに生きがいを見いだしている教員にとっては、たとえ何時間残業しようとも、残業代はなくとも構わないと言うだろう。ただし、そのような教員の中には教科の授業がいい加減な人もいと現場の教員たちは言う。それでも成り立つのは、学校には部活動賞賛主義のようなものがあって、本来メインの業務であるはずの教科の授業の成果よりも部活動で成果を上げればよしとする文化が出来上がっているからではないか。さらに言えばそのような教員がマジョリティーになっていて、他の教員にも同じことを強いていることも問題ではないか。「部活動の指導は当たり前」「残業も当たり前」という意識が全体として醸成されてしまっているのである。これも異常な状況である。

同調圧力がある以上、自分だけが顧問を担わないとは言えない空気が学校を覆っているのである。比喩的に言えばお互いがお互いの首を絞め合っている状態である。

#### （5）社会的ニーズ

部活動には運動系の大会や文化系のコンクールなど、活動の成果を示す機会が多く存在する。中には全国レベルや世界レベルの人材を輩出している場合がある。一部の分野<sup>(18)</sup>にとって部活動は当該分野で活躍する人材の育成機能を有しているのである。つまり全国大会を頂点として、部活動で活躍する生徒が、やがてプロの選手やオリンピック等に出場する選手、世界的なコンクールで活躍する人材として育つシステムとしても機能しているから、部活動の仕組みは簡単にはやめられないのである。

しかも受益者（生徒・保護者）にとっての負担は民間企業による指導を受けるほど高価ではない。教員が無料で指導してくれ場所代も無料だからである。そしてこれは教員のサービス残業と過重負担によって成立しているシステムである。

## 4. 考察（要望書の自由記述から見た部活動の過重負担）

筆者は文科省に要望書を提出した部活問題対策プロジェクトの助言者的な関与をしており、同省への提出にも同行したため署名に関わるデータを保持している。そこで2016年3月3日の要望書提出時のデータのうち署名に賛同した人々の自由記述の内容を分析することにする<sup>(19)</sup>。部活動顧問の選択制に賛同している人の意識を分析すれば、教員の過重負担の実態や解決への方策が浮き彫りになると考えたからである。

自由記述2959件のうち解析可能なデータは2951件で、記述者の種別内訳は①教員・教員経験者511件、②生徒36件、③保護者94件、④教員の親族・友人186件、⑤教員志望・教員養成49件、⑥塾講師・外部指導者10件、⑦一般・不明2065件である。この分類は同会の本間大輔氏が行った。

### （1）種別ごとの記述例

どのような記述があったのか。記述者の種別ごとに確認してみる。①教員・教員経験者の記述例は本稿の冒頭に挙げたので、ここでは他の種別の記述例を挙げる。

#### ②生徒

「わたしも中学のころ部活動にはお世話になりました。考えてみれば顧問の先生は本当に大変だったはずです。もちろん好きなことを善意で教えていただくのは頭がさがります。しかし、その善意を強制しなければならない状態が本当なら、明らかに異常な状態ではないでしょうか。」

#### ③保護者

「高校生の子供ですが、やはり長期休暇も土日でも部活ばかり。好きで入部したのですが、やはり体が悲鳴をあげています。隙を見て整形外科に通いながら。他にも顧問と生徒とのトラブルもあります。部活によるメリットはたくさんありますが、どうしてもここまでやる必要があるのだろうか？というも思っていました。先生や生徒の負担を減らすためにも、是非署名に参加させていただきたいと思います。」

#### ④教員の親族・友人

「主人が教員です。部活を拒否できない為、年間休日は10日程度。勤務も毎日7時半から22時。もちろん残業代なんてありません。有給休暇が取れるわけでも、土日に学校説明会などで代休になったとしても、授業があったり部活があるので休めません。家族で過ごす時間がとれないのが目に見えるので子供をなかなか作れないでいます。そして妻である私もかなり寂しい時間をすごしています。せめて、希望制に！！また、部活の顧問をしてくださる先生方にはそれ相応の給料を払うべきだと思います。ボランティアで部活を強制するのはおかしいです。」

#### ⑤教員志望・教員養成

「教育大学に通っています。今3年生です。今までは部活を持つことに憧れていました。生徒達と自分の好きなスポーツに熱中できることは素晴らしいと思っていました。しかし現実はどうなるかをこのサイトを見て知りました。まずは生徒にとっても”授業”が教師の役目ですよ。考えを改めさせられました。」

#### ⑥塾講師・外部指導者

「教員ももちろんですが、子供たちも部活に振り回されています。うちの教室に来ている子供たちの話を聞いていると、部活の後すぐに塾で22時頃まで勉強をし、帰ったら学校の宿題などしていたら寝るのは深夜1時～3時になってしまうそうです。そしてまた朝練で6時には起きなければならない。中高生でそんな睡眠時間、考えられません。こんなではどれもこれも中途半端になりますし、一体本当の目的はどこにあるのかも・・・私には何も見えてきません。逆に、部活に力を注ぎすぎ

る教員の意向で、あまりにも厳しくて辞めたくても、内申点に響くぞと脅されたりして辞めさせてもらえない場合もあります。誰の為の部活でしょうか。部活の目的ってなんなのでしょうか。どうか、根本から部活の在り方を考え直し、世の中全体で変わって欲しいと願います。」

⑦一般・不明

「教師にとってブラックなだけでありません。本来ほとんどの教師は対象分野の素人さんです。だから優勝のためだけの即物的な指導になることが多くなります。そのせいで生徒は本物の深みを知らないまま燃え尽きて、その分野が嫌いになる現象までおきます。日本の部活は学校教育の中でしか通用しない世界になることが多く、教育の本来の目的を見失いがちです。まあ、一番いけないのは競技会やコンクールの在り方かもしれません。」

これらを見ると部活動顧問の過重負担の問題に対して記述者の種別ごとに、各々の立場から実態の過酷さと解決を訴えていることがわかる。傾向としてはどのような記述が多かったのか、また記述者の種別ごとに特徴的な表現は何だったのだろうか。

(2) 頻出語の分析

そこで、全体を通して自由記述にはどのような言葉が多かったのかについて、フリーソフトKH Coder ver.2.00fを用いて全ての記述を対象にしてテキストマイニングの分析を行った。

まず全ての記述文の頻出150語をリスト化したものが表1である。特に上位50語を見ることによって、どのような記述内容で多かったのかが理解できる。例えば「労働」412件、「強制」251件、「負担」224件などからは過重労働の実態が沢山述べられていることがわかる。「ボランティア」という語も198件あり、残業手当が出ない状況からそれをボランティアと表現していることがうかがえる。さらには「ブラック」190件の記述が過酷な労働実態であることを表した形になっている。



表1：全記述における頻出150語

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
部活	1607	高校	150	与える	80
活動	1426	本来	148	過労	78
教師	1286	運動	147	強い	78
思う	1164	生活	145	作る	75
部	1068	感じる	141	行く	74
教員	1039	練習	139	頑張る	72
顧問	872	人間	134	求める	72
先生	839	中学校	134	教える	72
生徒	832	現場	133	業務	72
指導	782	質	132	願う	71
学校	713	大変	130	犠牲	71
時間	710	出る	128	前	71
教育	698	家族	127	聞く	71
授業	440	働く	127	変える	71
労働	412	制度	125	疑問	70
問題	361	本当に	123	雇う	69
仕事	343	家庭	118	大きい	69
日本	336	行う	118	大切	69
必要	323	状況	116	若い	68
人	301	勉強	116	話	68
子ども	281	当たり前	115	多く	66
自分	271	知る	112	教職員	65
子供	269	外部	111	他	65
考える	255	経験	109	平日	65
強制	251	親	105	力	65
土日	243	責任	104	意味	64
専門	236	大会	103	毎日	64
多い	236	参加	101	公立	62
言う	230	準備	101	現在	61
スポーツ	224	出来る	99	受ける	61
負担	224	休む	95	全く	61
今	216	余裕	92	子	60
選択	210	精神	90	取る	60
環境	208	中学	89	心	60
ボランティア	198	当然	89	専念	60
賛同	198	学生	88	対応	59
勤務	192	企業	88	文科	59
ブラック	190	状態	88	関係	58
良い	190	自由	87	実態	58
休み	181	手当	86	希望	57
休日	177	試合	85	雇用	57
改善	176	管理	83	週	57
現状	173	時代	83	文化	57
地域	171	教科	82	システム	56
持つ	170	体育	82	出す	56
社会	170	担当	82	増える	56
保護	169	研究	81	年	56
残業	158	無い	81	変わる	56
見る	151	コーチ	80	結果	55
クラブ	150	国	80	健康	55

これらは自由記述の全体の傾向を表したものであるが、次に挙げるのは記述者の種別ごとの頻出語の出現率上位10語である（表2）。

表2：記述者の種別ごとの頻出語

教員/教員経験者	生徒	保護者	教員の親族・友人
教員 .199	学生 .065	先生 .085	教師 .093
部活 .158	先生 .040	親 .082	部活 .075
活動 .158	中学 .040	子供 .071	友人 .074
部 .150	週 .039	保護 .065	土日 .072
指導 .137	時代 .037	子ども .060	家族 .071
顧問 .136	楽しい .037	娘 .060	時間 .068
時間 .120	今 .036	息子 .053	顧問 .068
生徒 .109	同期 .033	中学生 .051	休み .067
自分 .095	後輩 .033	部活 .050	教員 .066
学校 .091	高校 .032	顧問 .049	高校 .052
教師志望/教員養成	塾講師/外部指導者	一般/不明	
目指す .202	塾 .128	教師 .194	
大学 .095	宿題 .069	思う .193	
教職 .087	目的 .059	先生 .138	
学部 .069	学習 .054	生徒 .134	
志望 .058	来る .054	教育 .124	
大学生 .054	朝練 .042	学校 .112	
少し .047	侮辱 .042	日本 .075	
諦める .044	盛り上げる .042	必要 .073	
不安 .041	ピアノ .042	労働 .073	
少ない .040	すり減る .042	問題 .062	

種別ごとに見てみると、まず①教員・教員経験者は当然のことながら本件を「自分」の問題として捉えていることがわかる。全体の上位語と似たような傾向になっているが、「時間」や「自分」という語を用いて表現しているのが特徴といえる。②生徒は中学生・高校生等であり、自らの体験を振り返って記述している例が多いが、中でも「楽しい」という語が特徴的である。生徒の側から見れば部活動は楽しいものであったということもわかるのである。③保護者は当然のことながら「子ども」「子供」の語が多く、親として子どものことを中心に部活動の実態を記述していることがわかる。④教員の親族・友人には特徴的な語が並んでいる。「土日」も仕事で「休み」がない、「時間」もないということを訴えていることがわかる。⑤教員志望・教員養成も特徴が見いだされる。「志望」「諦める」「不安」といった語が並んでいることから、目指している仕事である教員を不安視していることが読み取れる。⑥塾講師・外部指導者は「塾」「宿題」「目的」といった語が並んでおり、他とはかなり違う傾向となっていることがわかる。⑦一般・不明は「日本」「労働」「問題」といった語が特徴的である。一般的に見れば部活動顧問の選択制の背景にあるのは労働問題であるという捉え方であろうか。

このように、記述者の種別によって使われている語に相違があり、部活動顧問の過重負担の問題は、当然ではあるが立場によって異なる視点から捉えられていることがわかった。

### (3) 階層的クラスター分析

以上の分析では語の頻出の度合いや出現率から傾向を探り、これにより記述内容のおおまかな傾向はわかったが、各々の語がどのような文脈で使用されているのかはわかりにくい。そこで次に、使われている語と語の結びつきの度合いを分析することで、頻出語がどのような意味で用いられているのかを考察する。階層的クラスター分析を行った結果<sup>(20)</sup>が次の図1である。

全体は9つの群(A～I)で構成されている。各群の下位群がある場合にはB1、B2等と表記しているが、同じ表記のものは他に比べて結びつきが強いことを表している。また語群の中のかっこで括った語同士は他の語よりも結びつきが強いことを表しており、右側の樹形図では結びつきが強い語群同士が線で結ばれている。

まず全体で見ると大別して2つによって構成されていることがわかる。A～B群とC～I群である。A～B群は他の群に比べて出現の度合いも高く、前述の全体の傾向(特に上位)とも一致している。A群の「活動」と「部」は「部活動」と表記されているものが大半ではあるが、各々単独で用いられる場合もあるため別の語として扱ったことから、結びつきが強い語同士として出現した。B群は当該問題を扱う際に必須の語ばかりで、前述した全体の頻出語の傾向とも一致している。種別では①教員・教員経験者と⑦一般・不明と合致していることがわかる。



図1：階層的クラスター分析によるデンドログラム

A群、B群は自明のものが多かった。むしろ特徴が現れるのはC群以降である。

C群は頻出語の上位ではないものも出現しており興味深い結果が出た。「残業が当たり前になっておりブラックだ」、「土日も練習で休みの日でも家族をおいて働く」というように、労働問題としての提起という面が強い。種別では④教員の親族・友人の頻出語と近い語群である。D群は「運動の経験は大切だが勉強も大切」「中学校の現状、勤務の状況について保護者から見て感じることもある」となるだろうか。種別ごとの特徴語にはあまり出てこなかった語群である。E群は「子供を持つ親として、この問題を知って署名活動に賛同する」「本当に大変な問題で、子どものいる家庭は今の自分の問題として考える必要がある」となり、③保護者の視点での記述が中心になっている語群であろう。F群は種別ごとの頻出語にはない語が現れた。「地域のクラブでスポーツ」となり、社会教育、社会体育で実施しているスポーツクラブのことを記述している。部活動を学校から切り離して外部化するという考え方もあり、解決策を提示した記述となっている。G群は「労働の環境を改善しよう」「日本の教育の問題で、現場から社会を考えよう」となるだろうか。種別では⑦一般・不明の頻出語が挙がっている。H群は「外部の専門家を招いて負担を減らそう」となり、外部指導者の招聘を進める提案として捉えることができる。どの種別の頻出語でもない語で構成されている。I群は「質を良くする必要がある、本来の仕事ではないことを任されている状態で、人を多く配置する必要がある」「ボランティアが強制されているのはおかしく、顧問の選択制は必要で、制度を考える必要がある」となるだろうか。制度改革の必要性を訴えている内容である。いずれも種別ごとの頻出語には挙がっていなかった語群である。

語群ごとの解釈は以上である<sup>(21)</sup>が、先の頻出語分析だけでは見えなかった記述内容の特徴が見えてきた。記述者の種別ごとの頻出語は種別①③④⑦で見られ、種別②⑤⑥は見られなかったが、これは回答者数の影響が大きいと考えられる。逆に種別ごとの頻出語では現れていなかった語がD群、F群、H群、I群で挙がっていたことも特徴である。頻出数は少ないものの同じパターンの記述が見られたことから語群として構成されていたからである。例えば「ボランティア」と「強制」が結びついて多く記述されていることや、地域のクラブのことが取り上げられていること等がわかった。

さらに分析すると、これらは樹形図からC～E群とF～I群に大別される。前者を結びつきの度合いを考慮してまとめると「中学校の現状を考えると運動の経験など貴重ではあるが、実態は本当に大変で、土日も練習、残業が当たり前になっていてブラックだ」となる。後者も同様に行くと「教員の本来の仕事ではないのに、ボランティアが強制されている制度は考える必要がある、顧問の選択制は必要、外部の専門家を招くことで労働環境を改善し、地域のクラブなどでスポーツを行ってはどうか」となる。これが記述された全ての語のうち特徴的な語（および表現）を用いて記述内容の傾向を表現した一例である。顧問選択制の署名活動に賛同する人々の記述であるから、このようになるのは当然とも言えるが、顧問選択制に限らず、外部の専門家の支援や部活動の外部化にも言及されている点は興味深い。これらを解決のための方策に加えて当該問題を考察する必要がある。

## 5. 解決に向けた方策

以上のような実態・要因と分析をふまえ、部活動顧問の過重負担の解決に向けた方策を示すとどのようなものになるだろうか。ここでは紙幅の関係で簡単に述べるにとどめ、詳細については稿を

改めたい。

### (1) 対症療法的な方策

筆者は2016（平成28）年を「部活動改革元年」と位置づけ、種々の方策を展開すべきと考え発信してきた。一例として顧問の負担軽減を図るべく「全国一斉NO部活動デー」を掲げ推奨を始めた。これは毎月ゼロのつく日（10日、20日、30日）は生徒も教員も部活動をやめて、そのあり方を考える日にしようというものである。この日が平日であれば放課後は部活動以外の仕事、つまり授業の準備等に時間を充てることができる。土日であれば、少なくとも何十連勤という教員は全国からいなくなるだろう。一人でもできるところから実施をというメッセージである。同調圧力が働いている学校現場でも月に3日ならなんとかなるだろうという意図もある。これは教員一人でもできる方策であるが、それだけでは不十分である。

ところが行政でも似たような動きを始めたところがある。例えば大阪府教育委員会は、管轄する学校に対して午後7時までに全校一斉に帰宅する日と、部活動をしない日を週1日設けるよう義務付けると発表し、2017年（平成29年）度から本格実施するという<sup>(22)</sup>。

行政によるトップダウンによる改革、教員一人一人によるボトムアップの改革、両者が絡まってこそ、何十年とかけて構築されてきたシステムを見直す契機になるだろう。

### (2) 積極的に改革する方策

とは言っても休養日を増やすだけでは根本的な解決とはいえず対症療法的である。より積極的な方策はないか。

冒頭に挙げた文科省に対する要望書の内容は、顧問教諭を引き受けるかどうかの選択権を与えてほしい、それを文科省から教育委員会、各学校へと通知してほしいというものであった。過重負担の軽減に向けてより踏み込んだ解決の方策と言える。

ただし、顧問選択制が直ぐに実現できるとは限らないのは自明である。一人の教員が選択権を行使しても、そのしわ寄せが他の教員にいけば顧問を兼部する事態になったり、顧問がいないという理由で廃部になって生徒に影響が及んだりすると新たな問題が生じるからである。付随して外部指導者をチーム学校の一員として位置づけ導入することなども盛り込んでおかないと実現可能なものとはならないのである<sup>(23)</sup>。

要望書は、その点も含めた提案となっており、受け取った文科省の馳大臣（当時）は記者会見で「問題意識は共有している」と話し理解を示している。ただし要望通りに顧問の選択権を付与する通知を出しているわけではない。実際には省内にプロジェクトチームを設置し、実態調査等をふまえて2017（平成29）年に提言をまとめている。

### (3) 仕組みを大きく変更する方策①

部活動に休養日を設けることを指針や基準として定める方策、顧問の選択制を認め希望する教員のみで支える方策を挙げたが、これらは現状の枠組みの範囲内での改革である。それに対して枠組みそのものを根本的に変えるという方策もある。

それは学校から部活動を完全に切り離して社会教育の分野や民間企業が担うとよいという考え方である。ただし、これが実現できるのは自治体に予算的裏付けがとれる余裕がある地域、指導者が豊富にいる地域に限られるのが難点である。まして過疎地や離島などでは無理である。全国一律と

いうわけにはいかないだろう。また、この方策の欠点は受益者負担になることにより、指導を受ける側の金銭的負担が増える点である。公教育を離れる以上は家庭の経済格差が直結することになり、既に学力と経済格差の相関が指摘されているが、部活にも波及することになる。したがって、いきなりこの仕組みに全国一律で移行するのは難しいと筆者は考えている。なお、この仕組みの場合、部活動に意義を感じて引き続き勤務時間外に参加したい教員は、教員の肩書きではなく、管轄運営主体の団体と契約して指導者になる途は保障される。ボランティアで担うのか、対価を受け取るかは契約による<sup>(24)</sup>。部活動を喜んで担いたいという教員は一定数存在するから、そのような教員のニーズもある程度は満たすことができる。

この仕組みでは部活動を学校から完全に切り離すことにより、教育的意義を有する活動を手放すことになってしまうというデメリットもある。教育的意義のある部活動を学校に残しつつ、それでいて教員の過重負担を減らす方策はないか。それは、部活動そのものは学校に残すものの教員の勤務時間内とし、それ以外は外部で行うという折衷案であり、岐阜県多治見市で実施している取り組みである。多治見市では教育委員会がガイドライン<sup>(25)</sup>を設け「中学生を中心としたジュニア期は、学校教育の部活動と社会教育のクラブ活動に分けて組織」している。そして「部活動(学校教育活動)」は「中学校において、同好の生徒をもって組織し、共通の興味や関心を追求する活動で、学校の管理下において行われるもの」と定義し、活動時間は「(1) 課業期間中の平日の下校時刻まで(2) 長期休業中の8時～17時の間」と規定している。一方「ジュニアクラブ活動」は「中学校の部活動にある種目をもとに、中学校区を基本単位として保護者や地域の社会人によって設置され、部活動を充実させることを基本目的とする活動」と定義し、活動時間は「(1) 平日の下校時刻以後(2) 土・日・祝日」と規定して明確に両者を分けている。この方式により教員の負担は軽減されている。この取り組みは今の制度下でも自治体ごとに実現可能であり興味深い。

#### (4) 仕組みを大きく変更する方策②

多治見市の方法はかなり有効である。それでもなお学習指導要領上の位置づけが曖昧な部活動そのものは学校に残ることになる。学校内に教育的意義のある活動が担保され、教員の時間的な負担が少なく、さらには教育課程上の曖昧さが払拭された案はないか。

これを踏まえた筆者の提案は、中高において「必修のクラブ活動」を復活させることである。多治見市の取り組みの部活動の部分をクラブ活動に置き換えるのである。具体的には週1時間(年間35時間)を活動時間として学校教育の教育課程内(特別活動)に位置づける。活動時間は小学校のクラブ活動と同様、教員の勤務時間内で確実に終了するものとする<sup>(26)</sup>。またこれも小学校と同様に活動計画は全て生徒が立案し、実行と運営も生徒が主体的に行う趣旨の特別活動である。教員は教育課程内である以上、全員分担して顧問として関わるものの技術的指導者であることは要求されない。この活動を通して生徒の主体的な活動を保障し生徒指導の機能も発揮する。かつ完全に外部化した部活動との橋渡しをするのである。全生徒がクラブを体験できる機会を保障するとともに、教員から部活動業務を一切なくすことになり(勤務時間外に外部団体で指導者をする教員は別)、これにより過重負担は大きく改善する。

同時に、位置づけが曖昧な部活動とは異なり、教育課程内の特別活動として全教員が責任をもって指導にあたることになる。また、部活動と異なり全生徒が参加することになるため「スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」という学習指導要領の趣旨(と最低基準性)にも確実に合致するものとなる。

### (5) 段階的な改革プログラム

以上の方策は段階的に改革すると捉えることも可能である。段階（フェーズ）を設定すると次の表3のようになる。

表3：段階的な部活動改革プログラム（長沼案）

フェーズ1	休養日の設定
フェーズ2	外部指導員の確保
フェーズ3	顧問の選択制の導入
フェーズ4	外部団体の組織化または企業支援の導入
フェーズ5	勤務時間内の部活動＋それ以外の活動の外部化(多治見方式)
フェーズ6	部活動の学校教育からの切り離しと必修クラブ活動の復活

どのフェーズも近接する二段階は同時に（一気に）進めることは可能である。自治体ごと、学校ごとに地域の特性や実態に適合させて創意工夫をしながら、最も適した方策で改革をすることが必要ではないだろうか。

## 6. まとめと残された課題

教職の過重負担、中高の場合その大きな要因は部活顧問である。本稿ではその実態と要因を述べ、解決に向けた考え方の一例を示した。

実態としては過労死ラインを超えて働く教員も多く、自ら経験したことのない運動部の顧問を引き受ける場合も半数近い。それでいて残業の手当てはなく、土日もわずかな手当しかつかない。これらの要因として教育課程上の位置づけの曖昧さ、歴史的背景、保護者・生徒のニーズ、教育間の同調圧力、社会的ニーズの5点を挙げた。文科省への要望書の自由記述を分析した結果、労働問題として解決をしなければならないこと、部活動の外部化を含めて解決のための方策を考案しなければならないこと等が明らかになった。終わりに、解決のための段階的な方策の例を示し、その最終段階を「部活動の学校教育からの切り離しと必修クラブ活動の復活」とした。

末尾に本稿で明らかにできなかった点を挙げる。

第1に実態の把握については全体の傾向を探るためデータ中心で稿を進めたが、現場の実態に迫った手法ではなかった。例えば事例研究としてフィールドワークの手法を用いて分析することも可能である。

第2に要因の分析として挙げた5点について、既に先行研究で記述されていることもあるが、一つ一つについてより深く分析することも可能であった。例えば教員間の同調圧力については教員への質問紙調査や面接調査等を用いて考察できるだろう。

第3に文科省への要望書の自由記述の内容分析を行ったが、記述者の種別ごとのより精緻な分析には至っていない。今回はテキストマイニングを用いたが、従来型の質的研究による解明も可能であった。当事者への聞き取り調査などもありうる。

第4に例示的に述べた解決のための方策について、諸条件を加味した上で立場の違う人々の多様

な視点からの方策として提示することはできなかった。教員、校長、生徒、保護者、地域の人々など、各々の立場が満足できる方策をさらに考察する必要がある。

これらは残された課題であり、今後稿を改めて言及することにした。

注

- (1) 部活動対策プロジェクトのホームページ <http://www.geocities.jp/bukatumondai/> (最終確認2016年11月20日)
- (2) 部活動対策プロジェクトによる署名活動のホームページ <https://www.change.org/p/%E9%83%A8%E6%B4%BB%E3%81%8C%E3%83%96%E3%83%A9%E3%83%3E3%82%AF%E3%81%99%E3%81%8E%E3%81%A6%E5%80%92%E3%82%8C%E3%81%9D%E3%81%86-%E6%95%99%E5%B8%AB%E3%81%AB%E9%83%A8%E6%B4%BB%E5%8B%95%E3%81%AE%E9%A1%A7%E5%95%8F%E3%82%92%E3%81%99%E3%82%8B-%E3%81%97%E3%81%AA%E3%81%84%E3%81%AE%E9%81%B8%E6%8A%9E%E6%A8%A9%E3%82%92%E4%B8%8B%E3%81%95%E3%81%84> (最終確認2016年11月20日)
- (3) 『季刊教育法189』2016年6月(エイデル研究所刊)の特集テーマである。
- (4) 本稿は法学会憲法研究所のホームページに掲載された拙文「中高の部活動指導に伴う顧問教諭の負担問題」(2016年5月9日掲載)を基に大幅に加筆の上作成した。  
<http://www.jicll.jp/hitokoto/backnumber/20160509.html>
- (5) 西島央編『部活動 - その現状とこれからのあり方-』(学事出版)2006年。
- (6) 林幸克『高校生の部活動 インターアクトクラブが拓く部活動の新たな展開』(学事出版)2012年。
- (7) 中澤篤史『運動部活動の戦後と現在 - なぜスポーツは学校教育に結び付けられるのか-』(青弓社)2014年。
- (8) 内田良『教育という病 子どもと先生を苦しめる「教育リスク」』(光文社)2015年、第4章「部活動顧問の過重負担 - 教員のQOLを考える」161-203頁。
- (9) 神谷拓『運動部活動の教育学入門 - 歴史とのダイアローグ-』(大修館書店)2015年。
- (10) 友添秀則『運動部活動の理論と実践』(大修館書店)2016年。
- (11) 朝日新聞(名古屋)2016年10月19日。
- (12) 他にも例えば「入試制度に組み込まれていること」などもあるが、本稿では紙幅の関係で省略する。
- (13) 文部科学省『中学校学習指導要領』2008年、p.5。
- (14) 朝から晩まで運動させ、問題を起こす生徒の居場所とすることで、学校外で暴れないようにするという対症療法的な生徒指導であった。彼らを参加させるためには部活動全員参加の原則が必要だった。
- (15) 東京都の学校では91.1%が義務づけていない。引用：中澤篤史・西島央・矢野博之・熊谷信司「中学校部活動の指導・運営の現状と次期指導要領に向けた課題に関する教育社会学的研究」『東京大学大学院教育学研究科紀要』48、2008年、pp.317-337。
- (16) 中澤、前掲6の第5章、第6章。
- (17) 筆者も中学校教諭の経験から、そう考えていた。
- (18) 学校に施設・設備が備わっていない種目については必然的に学校外での養成となる。
- (19) これらの自由記述はホームページで閲覧可能であるため、研究倫理上の問題はないことを付記しておく。
- (20) ソフトで解析・出力されたものを基に筆者が作成した。
- (21) 念のためどのような文脈で用いられているか確認した上で解釈している。
- (22) 毎日新聞2016年11月18日WEB版  
<http://mainichi.jp/articles/20161119/k00/00m/040/075000c>  
(最終確認2016年11月20日)
- (23) ただし外部指導者を派遣してもらえばそれで解決かということそうでもない。例えば学校教育や生徒の発達段階を理解しないままに過酷な練習を課すような外部指導者である場合、活動の質という点で新たな問題が派生するからである。実際、そのような事例は散見され、内田、前掲7、pp.199-200でも指摘されている。指導者の質を担保するための仕組み作りも必要となる。
- (24) 当然兼業になるため、規定に従って事前に許可を得ることは必要である。
- (25) 多治見市ホームページ「ジュニア期のスポーツ活動」ガイドライン  
<http://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sports/jyuniaki.html>  
(最終確認2016年11月20日)
- (26) 例えば15時に6時限目の授業が終わる学校では7時限目に設定し16時に終了するようにする。一見負担が大きいように見えるが、週1回の実施であるから生徒も教員も大幅な負担減である。現在の部活動が全て外部化されるからである。